

○奈良県警察官の服制に関する訓令の運用について

(平成7年4月28日例規第27号)

[沿革] 平成10年9月例規第33号、11月第42号、14年10月第55号、15年5月第23号、22年5月第12号、28年9月第27号、30年3月第8号、第15号、31年3月第4号、令和元年6月第27号、12月第38号、2年1月第1号、3年3月第16号、4年3月第5号、5年1月第1号、10月第30号改正

奈良県警察官の服制に関する訓令（平成2年12月奈良県警察本部訓令第17号。以下「警察官の服制訓令」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、奈良県警察官の服制及び服装に関する訓令の全部改正について（平成2年12月例規第50号）は、廃止する。

記

1 関係規則等について（第1条関係）

「その他別に定めがあるもの」とは、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）の規定に基づき警察庁長官が定めた次の細則又は告示をいう。

- (1) 警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）
- (2) 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）
- (3) 警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号）
- (4) 広域緊急援助隊員の服制（平成7年警察庁告示第2号）

2 被服の着用期間について（第4条関係）

(1) 着用期間の指定

被服の着用期間については、特段の指示がない限り第4条第1項の表に定めるとおりとする。

(2) 特殊の被服

「特殊の被服の中で冬服、合服及び夏服の定めがあるもの」とは、交通部交通機動隊に勤務する警察官及び交通部高速道路交通警察隊に勤務する警察官が着用する特殊の被服をいう。

3 服装等について（第5条関係）

(1) 夏服上衣について

夏服上衣については、半袖式又は長袖式のいずれを着用しても差し支えない。ただし、行事に従事する場合等で斉一を期す必要があるときは、警務部長又は所属長

は、半袖式又は長袖式のいずれかを指示するものとする。

(2) 女性警察官の服装

女性警察官は、所属長が特に指示しない限り、ベストの着用並びにタイトスカート及びズボンの着用の選択を任意に行うことができる。

4 防寒服の着用について（第6条関係）

第6条第3項に規定する「帯革を防寒服又は雨衣の上に着装することができる」場合とは、緊急に拳銃、警棒等を使用することが予想される場合等を指す。

5 活動服等の着用について（第7条関係）

(1) 第7条第2号における留置業務には、被留置者の護送業務を含むものとする。

(2) 第7条第11号における「前各号に掲げる業務に準ずる業務」とは、例えば奈良県警察職員の勤務に関する訓令の運用について（平成4年7月例規第40号）1の(3)のイに定める「閉庁日等勤務」などを指す。

(3) 活動服、活動帽及び活動ネクタイ（以下「活動服等」という。）の着用に当たっては、次により服装の斉一性を確保するものとする。

ア 所属長は、日常の業務において同一業務に従事する者が相互に異なった服装とならないよう留意するとともに、必要な指示を行うものとする。

イ 行事を実施する場合等において、服装に斉一を期す必要があるときは、警務部長又は所属長が着用にあたって必要な指示を行うものとする。

(4) 警察官の服装の基本は、制服及び制帽であり、活動服等は補完的な被服として、あくまでも業務の類型ごとに必要とされる機動性及び外観に応じて着用できるものである。したがって、次のような場合は、制服、制帽及び制服用ネクタイを着用し、活動服等は着用することはできない。

ア 交通安全教育その他各種講習に係る業務

イ 受付業務

ウ 儀式

エ 学校教養（拳銃訓練を除く。）

6 服装等の一部省略について（第9条関係）

(1) 第9条第3項第1号に規定する「名札」とは、奈良県警察職員の名札の着用について（平成13年5月例規第27号）に規定する「名札」をいう。

(2) 第9条第3項第2号に規定する「留置業務に従事するとき」とは、被留置者の護送業務に従事する場合及び地域警察官等が転用勤務により留置施設等において勤務する場合も含まれるものとする。ただし、地域警察官等にあつては、識別章の番号を表示することなく、裏面の「奈良県警察」を表示することができるものとする。

(3) 第9条第3項第3号に規定する「治安警備実施に従事するとき」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

ア 集会、集団行進又は集団示威運動の規制に従事する場合

イ 集団的違法行為の取締りに従事する場合

ウ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年6月奈良県条例第3号）等の取締りに従事する場合

エ 核燃料物質等の輸送計画警戒に従事する場合

オ 重要防護対象に対する警戒警備のうち、

(ア) 重要防護対象の固定警戒に従事する場合

(イ) 重要防護対象の専従流動警戒に従事する場合

カ 警衛警備又は警衛警備に際して行う活動のうち、

(ア) 右翼、極左その他の警備対象への対策に従事する場合

(イ) 具体的な抗議活動の予定があり、その規制に係る任務に従事する場合

(ウ) 遊撃警戒、突発事案対策（検挙活動を含む。）に従事する場合

(4) 第9条第4項に規定する「識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合」とは、「暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長される」場合のほか、泥酔者を保護する場合であって当該泥酔者が番号標の番号を執拗に大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすと認められる場合等をいう。

なお、識別章の番号標の裏面を表示する場合の承認に当たっては、所属長は、制服警察官の識別章の着装が盛り込まれた趣旨を踏まえ、逸脱した運用がなされることのないよう留意すること。

7 警察官の礼装について（第10条関係）

別の定めとは、警察官の礼装の実施について（昭和56年11月例規第27号）をいう。

8 交通機動隊員等の特殊の被服等について（第13条関係）

(1) 防寒服及び防寒手袋の着用

冬期における防寒服及び防寒手袋の着用については、気象状況等により、交通機動隊員等の判断に基づき着用するものとするが、所属において斉一を期すよう配慮すること。

(2) 白色帯革の着装

白色帯革を着装する場合は、原則として、拳銃入れは着装しないものとする。

9 交通警察官の特殊の被服等について（第14条関係）

(1) 特殊の被服等を着装する場合

交通機動隊員等以外の交通警察官（(2)において「交通警察官」という。）は、街頭において交通整理、指導取締り等の交通警察活動に従事する場合は、第14条に定める特殊の被服等を着装することとなる。ただし、白色ズボン裾覆い及び交通腕章の着装については、所属長が必要と認めた場合に着装させることができる。

(2) 交通警察官以外の警察官を交通警察活動に従事させる場合

所属長は、交通警察官以外の警察官を交通整理、指導取締り等の交通警察活動に従事させるときは、交通警察官の特殊の被服等の全部又は一部を着装させることができる。

(3) 警察本部主管課による指示

(1)及び(2)にかかわらず、交通安全運動等県下の服装の斉一を期す必要がある場合は、その都度警察本部主管課から指示するものとする。

10 夜間等における警察官の特殊の被服等について（第15条関係）

(1) 夜間における交通事故処理、交通指導取締り、検問等に従事する場合は、受傷事故防止の観点から、ヘルメット、夜光コート、夜光チョッキ等の効果的な活用を図ること。

(2) 第15条第3項に規定する「受傷事故防止のために必要があると認めるとき」とは、普通自動二輪車等に乗車する場合はもとより、道路上での街頭活動に従事する場合、受傷事故の発生が予想される現場に臨場する場合等をいう。

11 機動隊員の腕章の着装について（第18条関係）

機動隊員の腕章は、管区機動隊員に指定された警察官が管区機動隊員として勤務する場合及び特別機動隊員に指定された警察官が特別機動隊員として勤務する場合についても着装するものとする。

12 音楽隊員の服制について（第22条関係）

別の定めとは、奈良県警察音楽隊員の服制等に関する訓令（令和2年1月奈良県警察本部訓令第1号）をいう。

13 私服の着用について（第24条関係）

第24条第1項に規定する「定め」とは、主に次に掲げるものをいう。

(1) 礼服の着用（第10条）

(2) 警備実施、非常災害時等の警察活動に従事する警察官の特殊の被服等の着用（第11条）

(3) 警察航空隊に勤務する警察官の特殊の被服等の着用（第12条）

(4) 検視業務に従事する警察官の特殊の被服等の着用（第15条の2）

- (5) 鑑識活動に従事する警察官の特殊の被服等の着用（第16条）
- (6) 音楽隊に勤務する警察官の特殊の被服等の着用（第22条）
- (7) 警察本部の当直勤務に従事する警察官の制服の着用（奈良県警察本部当直規程（昭和42年1月奈良県警察本部訓令第2号）第7条）
- (8) 護送業務に従事する警察官の制服の着用（奈良県警察護送規程（平成21年3月奈良県警察本部訓令第3号）第11条）
- (9) 地域警察官の制服の着用（奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）第7条第1項及び第2項）
- (10) 鉄道警察隊に勤務する警察官の制服の着用（奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年3月奈良県警察本部訓令第9号）第16条）
- (11) 警察署の当直勤務等に従事する警察官の制服の着用（それぞれの警察署において定める達）

14 耐刃防護衣の着装について（別表第1関係）

別表第1に定める耐刃防護衣の着装基準及び着装方法については、次のとおりとする。

(1) 着装基準

ア 常時着装

耐刃防護衣を常時着装しなければならない警察官は、警察本部にあっては、地域課自動車警ら隊、地域課鉄道警察隊及び機動捜査隊に勤務する警察官とし、警察署にあっては、奈良県地域警察運営に関する訓令第4条に規定する活動単位により勤務する警察官とする。ただし、研修、会議等へ出席する場合その他耐刃防護衣を着装する必要がないと所属長が認める場合は、この限りでない。

イ 随時着装

- (ア) アに定める警察官以外の警察官は、現場臨場する場合であって、事案の概要、治安情勢等により受傷事故等の発生が予想されるときは、耐刃防護衣を着装するものとする。
- (イ) (ア)の場合のほか、所属長は、必要に応じて耐刃防護衣の着装を指示することができる。

(2) 着装方法

ア 内着型は、原則としてワイシャツの下に装着するものとする。

イ 内外着型は、原則として上衣の上に装着するものとする。